

2020年2月14日

「曖昧な雇用」で働く就業者の法的保護について

日本労働組合総連合会
総合政策推進局長 仁平 章

従来の雇用契約に基づく働き方ではない、雇用と自営の中間的な働き方や、業務委託、請負、フリーランス等の「曖昧な雇用」で働く就業者の法的保護の観点および、プラットフォーム事業者に対する考え方について、現段階の意見は以下の通り。

1. 現状の課題認識

- 実態として労働者性が認められる者が少なからず存在している
- 使用者による意図的な「非雇用化」という実態がある
- 交渉力の格差等により、就業者が弱い立場に置かれがちである
- 「労働者」概念の見直しについて、議論が先送りされている

2. 基本的考え方

- 実態として労働者性が認められる者に対しては、確実に労働関係法令の適用が図られるよう、適正な指導・監督を行うべき
- 「曖昧な雇用」で働く就業者保護を図るべく、「労働者」概念を社会の実態に合わせて見直し、拡充する
- 「労働者」概念の見直しと並行して、契約条件の明示や報酬額の適正化、契約の締結・変更・終了に関するルールの明確化等の法整備を図る

3. 保護すべき対象者の考え方

- 発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者
- 顕著な事業者性のある者を除き、個人で法人化している者を含む

4. 対象者に対する保護の考え方

- 労働者性が認められる者に対する確実な労働関係法令の適用
- 労基法上の「労働者」概念見直しによる、保護の対象拡大
- 顕著な事業者性が認められる者を除き、労組法上の「労働者」概念見直しによる、保護の対象拡大
- 労働者と自営業者の中間的働き方をする者に対しては、個別の論点により保護の必要性を検討

5. 個別論点に対する考え方

- (1) 契約条件の明示等
 - 契約条件は原則明示

- 行政指導が可能な法体系によるルールの特明確化
- 報酬の支払い確保
- (2) 報酬のあり方
 - 報酬決定プロセスの特明示
 - 最低報酬額または標準報酬額の特設定
- (3) 就業条件、災害補償等
 - 就業先の特安全衛生の特確保徹底
 - 専属性が高い就労者に対する安全配慮および就業時間管理
 - 専属性および経済的従属性が高い就業者への労災保険の特適用拡大
 - 当面の間、労災保険が適用されない就業者に対する特別加入制度への適用拡大
- (4) 相談窓口
 - 労働者性の特有無を問わない一元特相談窓口の特整備
- (5) 集団的な交渉
 - 専属性、経済的従属性がある場合、集団特交渉の特可能とする
- (6) スキルアップ・キャリアアップ
 - 業界団体または業所管省庁におけるスキルアップ、キャリアアップモデルや仕組みの特提示
- (7) 仲介事業者（プラットフォーム）
 - 報酬の特決定や契約条件等について関与する仲介事業者については、災害補償、契約トラブル等について一定の特責任を負わせる
 - 報酬決定等について関与する仲介事業者については、職業紹介事業者と同様に許可制とする
 - 報酬決定等に関与しない、場を提供するだけの仲介事業者については、仲介する案件や掲載する情報に関し、ガイドラインを示す
 - 業界団体において、優良な事業者を認定する仕組みの特構築を促す

以 上